

I 検討委員会について

- 1 委員会の要綱
- 2 委員一覧
- 3 検討の進め方、今後のスケジュール
- 4 検討の範囲

(設置目的)

第1条 「南大沢駅周辺地区まちづくり方針」等について審議するため、「南大沢駅周辺地区まちづくり方針策定等検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 検討委員会は、別紙に掲げる委員(委員長を含む。)により構成する。

- 委員の任期は、「南大沢駅周辺地区まちづくり方針」の策定の日までの間とする。
- 委員に欠員が生じ、検討委員会の運営に支障があるときは、速やかに新たな委員を選任し補充することができる。

(委員長)

第3条 検討委員会に委員長を置く。

- 委員長は、検討委員会を代表し、議事を総理する。
- 委員長は、必要があるときは、学識経験者及び関係者等の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第4条 検討委員会は委員長が招集する。

(代理)

第5条 東京都及び八王子市に所属する委員が検討委員会に出席できないときは、当該委員は、検討委員会の出席及び表決について、代理の者に書面を持って委任することができる。

(定足数及び表決数)

第6条 検討委員会は、委員(委員長を含む。)の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 検討委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委員会の公開)

第7条 検討委員会は、原則として公開とする。ただし、委員長は、公開することにより議事に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、検討委員会の評決により会議を非公開とすることができる。

(委員の守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同じとする。

(庶務)

第9条 検討委員会の庶務は、都市整備局市街地整備部多摩ニュータウン課において処理する。

- 都市整備局市街地整備部多摩ニュータウン課が検討委員会に係る業務を委託する場合において、その受託者は、検討委員会の庶務を補助できるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、2019(令和元)年9月29日から施行する。

I-2 委員一覧

	氏名	役職
委員長	岸井 隆幸	日本大学理工学部土木工学科特任教授
委員	井出 多加子	成蹊大学経済学部経済経営学科教授
委員	瀬田 史彦	東京大学大学院工学系研究科准教授
委員	竹宮 健司	首都大学東京都市環境学部 建築学科教授
委員	三村 優美子	青山学院大学経営学部教授
委員	山崎 弘人	東京都都市整備局景観・プロジェクト担当部長
委員	松崎 浩一	東京都都市整備局多摩ニュータウン事業担当部長
委員	廣瀬 勉	八王子市産業振興部長
委員	太田 國芳	八王子市都市計画部長

I-3 検討の進め方、今後のスケジュール

2019(令和元)年 11月15日	第1回南大沢駅周辺地区まちづくり方針策定等検討委員会 ・意向調査の結果 ・まちづくり方針の構成イメージ ほか
2020(令和2)年 2月上旬頃	第2回南大沢駅周辺地区まちづくり方針策定等検討委員会 ・まちづくり方針概要 ほか
2020(令和2)年 夏頃	第3回南大沢駅周辺地区まちづくり方針策定等検討委員会 ・まちづくり方針(素案) ほか
2020(令和2)年 夏頃	パブリックコメント実施
2020(令和2)年 秋頃	第4回南大沢駅周辺地区まちづくり方針策定等検討委員会 ・パブリックコメントの結果報告 ・まちづくり方針(案) ほか
2020(令和2)年度	「南大沢駅周辺地区まちづくり方針」策定・公表

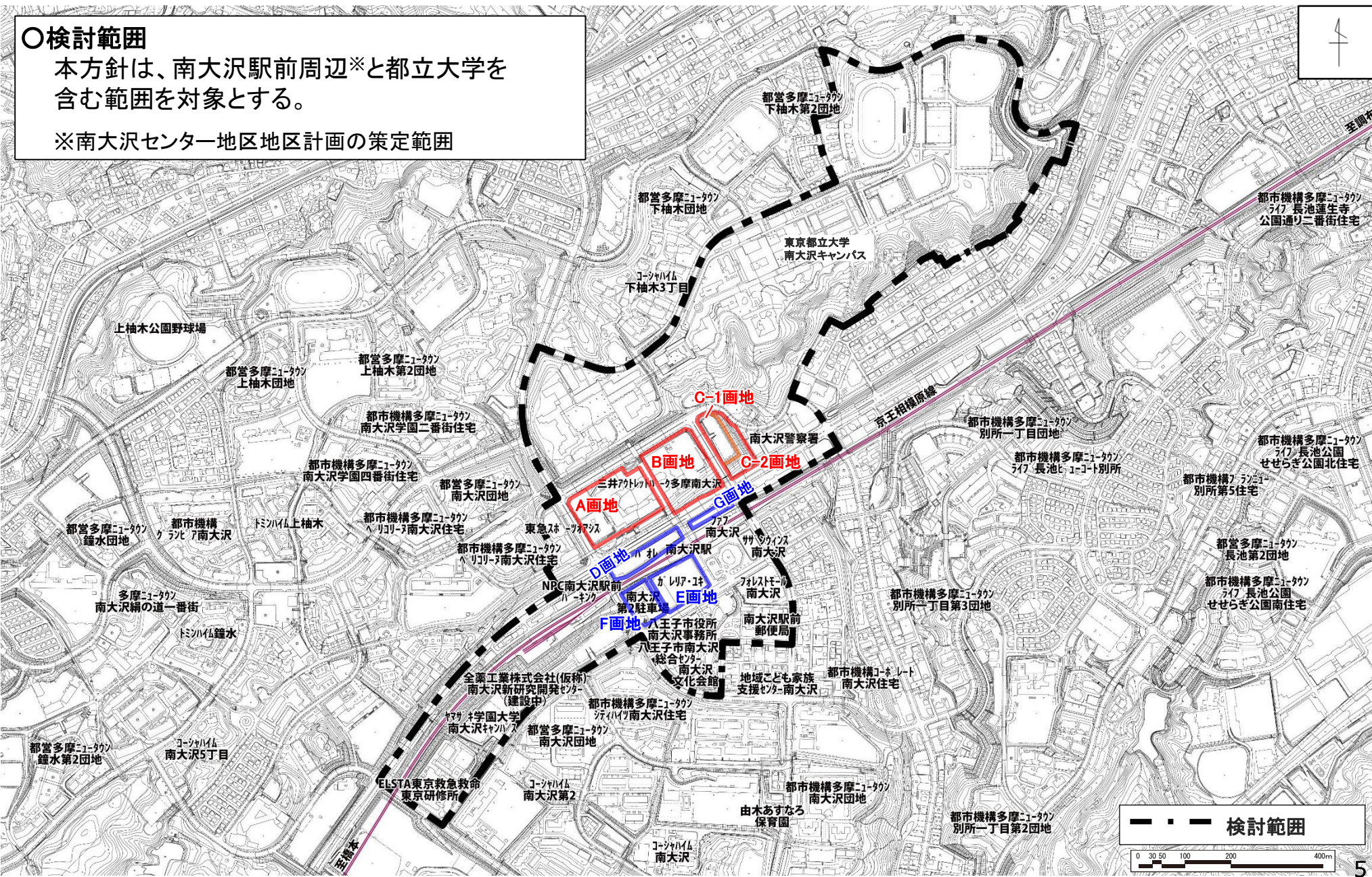
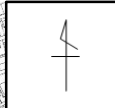
※ 上記の後、2023年度 都有地(A～C画地)の事業者公募を実施(予定)
2025年度 都有地の現在の定期借地期間終了

I-4 検討の範囲

○検討範囲

本方針は、南大沢駅前周辺※と都立大学を含む範囲を対象とする。

※南大沢センター地区地区計画の策定範囲



— — — 検討範囲

